⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件事業用地に接して立地する天満大池において、兵庫県版レッドデータブック等で貴重種に選定されている、アサザ、オニバス、フトイ（水生生物）、ゲンゴロウブナ、メダカ、ドジョウ（魚類）及びモノアライガイ（水生貝類）等の貴重種が生息していることが判明したが、それらの野生動植物の生息及び繁殖の場は天満大池の水域内に限られ、本件事業においては同池の改変を行わないことから、同池の生態系に与える影響も軽微であると判断される。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、確認調査の結果、遺物等は確認されておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第４種第１級の規格に基づき、現道拡幅方式により自転車歩行者道を備えた４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本事業計画は、昭和55年１月29日に都市計画決定され、平成４年７月３日及び平成13年10月23日に変更決定された都市計画とは、起点部における本路線と現道との取付部分等を除き、基本的内容は整合しているものである。

したがって、本事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しているとともに、交通事故も多発しており、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、稲美町を含む周辺の自治体で構成される東播臨海広域行政協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県加古郡稲美町役場

○土地収用法第二十六条第二項の規定に基づき告示すべき事項について告示第三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

第１　起業者の名称　和歌山県

第２　事業の種類　県営広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区（和歌山県橋本市西畑字桜尾地内から同市南馬場字腰細地内まで、同市南馬場字西立石地内から同市学文路字岡ノ峰まで及び同県伊都郡九度山町大字九度山字北高地内から同町大字九度山字西福地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県橋本市西畑字桜尾及び字中津、南馬場字平尾、字腰細及び字西立石並びに学文路字下土居、字水木谷及び字岡ノ峰地内

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山字北高、字東山及び字西福地内

２　使用の部分　和歌山県橋本市西畑字中津、南馬場字平尾、字腰細及び字西立石並びに学文路字下土居、字水木谷及び字岡ノ峰地内

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山字北高、字東山及び字西福地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県橋本市清水字三ツ池地内から同県伊都郡九度山町大字九度山字南高地内までの延長4,866ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県営広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項第１号に規定する農業用道路の新設事業であり、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第３条第１項第１号に規定される土地改良事業の参加資格を有する者が同法第85条第１項の規定に基づき都道府県知事に申請する都道府県営土地改良事業であり、同法第87条第１項の規定に基づき和歌山県知事が当該申請に係る土地改良事業計画を定めたもので、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

県営広域営農団地農道紀の川左岸地区（以下「本路線」という。）は、一級河川紀の川左岸側において和歌山県橋本市清水地内を起点とし、同県伊都郡九度山町を経て同郡かつらぎ町大字西渋田地内を終点とする延長約18㎞の基幹的農道として計画されたものである。

和歌山県の農業は、農業産出額の品目別都道府県順位で、かき、うめが全国第１位、みかんが第２位、もも、すもも、キウイフルーツが第３位と果実類が特に強く、農業算出額の構成は果実の構成比が半分以上を占めているといった特色ある農業を行っている。また、産業別就業者数の総数に対して農業就業者数が占める割合は全国の２倍以上、近畿地方の４倍以上と高くなっており、県内の産業の中でも農業は重要な位置づけにある。

本路線の存する和歌山県北東部に位置する橋本市及び伊都郡九度山町は、果樹農業が主力となっている地域であり、みかん等の柑橘類や、もも、すもも、キウイフルーツなど多品目が生産され、特に和歌山県が全国一の産出額を誇るかきについては、橋本市と九度山町の合計で県全体の約３割を毎年生産している等、全国レベルでの競争力を備えた果樹農業が盛んな地域として、県内の農業の牽引的役割を担っている。

橋本市及び九度山町の一級河川紀の川の左岸側に位置する面積988ヘクタールの生産地（以下「受益地」という。）では、営農にかかる交通や、受益地周辺の農業集落から市役所や医療施設など公共施設が立地する橋本市市街地等への生活交通の他、緊急及び救急車両の通行などに丘陵地帯を南北に走る県道、市道及び町道等を利用しているが、これらの道路は最小車道幅員が1.5ｍから3.5ｍと道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定される１車線道路の車道幅員４ｍに満たない狭小区間が相当あることに加え、丘陵地帯のすそ野付近に沿って走る南海電気鉄道株式会社高野線により、平地部と丘陵地帯が分断され、直近の集出荷場へ至るには幅員が狭小な踏切の通過を余儀なくされるなど、車両の円滑な通行に支障をきたしている。